

独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律案(閣法

第一八号)(衆議院送付)要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、独立行政法人国立高等専門学校機構の設置する宮城工業高等専門学校及び仙台電波工業高等専門学校を統合して仙台高等専門学校を、富山工業高等専門学校及び富山商船高等専門学校を統合して富山高等専門学校を、高松工業高等専門学校及び詫間電波工業高等専門学校を統合して香川高等専門学校を、熊本電波工業高等専門学校及び八代工業高等専門学校を統合して熊本高等専門学校をそれぞれ新設すること。

二、独立行政法人国立国語研究所法を廃止し、独立行政法人国立国語研究所の業務を大学共同利用機関法人人間文化研究機構に移管すること。

三、独立行政法人メディア教育開発センター法を廃止すること。

四、この法律は、平成二十一年四月一日から施行すること。ただし、附則の一部の規定を除き、一、二及び附則の一部の規定については平成二十一年十月一日から施行すること。

なお、本法律案は、衆議院において、独立行政法人海洋研究開発機構と独立行政法人防災科学技術研究所の統合及び独立行政法人大学評価・学位授与機構と独立行政法人国立大学財務・経営センターの統合に係る規定を削除すること、並びに独立行政法人国立国語研究所において行われていた「国語に関する調査研究等」の業務が、大学共同利用機関法人人間文化研究機構において引き続き維持され、及び充実されるよう、必要な措置を講じなければならないとすること等の修正が行われた。